

紹介外初診時負担について

当院では、健康保険法の規定に基づき、地域の医院・診療所との機能分担と連携を図るため、他の医療機関からの紹介によらず来院した場合は、紹介外初診時負担額として、**3,240 円（健康保険適用外、消費税込み）**を初診時（医科・歯科別）に負担していただきます。

過去、当院に受診歴がある場合であっても、「診療を中断していた」、「新たな疾病の診療」などは、初診となる場合がございます。ご不明な場合は、診療を受ける前に各診療科の受付窓口にお問い合わせください。

なお、次の患者さんに該当する場合は、負担はありません。

- ① 他の医療機関からの紹介状（定められた様式）を持参した場合
- ② 緊急性が高いと認められる場合
 - ・ただちに入院や手術等を要する場合
 - ・緊急やむを得ず、診療時間外、休日、深夜に来院した場合
- ③ 国の法律等に基づく公費負担医療制度の受給対象者の場合
- ④ 県単独医療費助成事業の受給対象者の場合

平成 28 年 4 月 1 日 岩手県立磐井病院長